

## 菰野町水道事業 2024 年度水質検査計画(案)

菰野町の水道事業では水道の水質基準改正に伴う水道法施行規則改正によって、水質検査計画を下記のような構成で策定しています。

### 水質検査計画の内容

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況
4. 採水地点、検査項目、検査頻度及びその理由
5. 水質検査方法
6. 臨時の水質検査
7. 水質検査の自己／委託の区分
8. 水質検査計画及び検査結果の公表
9. その他の留意事項

水質検査計画の詳細は次のとおりです。  
皆様のご意見・ご要望をお寄せ下さい。

## 菰野町水道事業 2024 年度水質検査計画(案)

菰野町では、皆様に安全でおいしい水を飲んでいただくために、水源から各家庭の蛇口に至るまで、定期的に水質検査を行い、水道水の管理に万全を期しています。

水道水源の周辺状況や、水道水の水質検査結果を踏まえ、安全で良質な水道水の供給を確実にするため、水質検査計画を策定し、毎事業年度の開始前に水道の需要者に対し情報提供をいたしております。

### 1. 基本方針

- (1) 町民の皆様に安心して水道水を利用していただくために、年間にわたる水質検査の計画を立て、蛇口から出る水道水(給水栓水)が、法令で義務付けられている水質基準に適合しているかどうかを確認する検査を行います。
- (2) 水源や水質汚濁の状況、浄水施設、送配水施設の状況などを考慮して、臨時の水質検査や、検査を行うことが望ましいとされる水質管理目標設定項目などについても必要に応じて適宜検査を行います。
- (3) 水質検査の結果について、評価のうえ公表するとともに、次年度の水質検査計画の策定に活かし、継続的改善に努めます。

## 2. 水道事業の概要(表-1)

系 統 (水道施設名)	水 源	浄 水 場 (日平均浄水量 $m^3$ /日)	配 水 池	給 水 区 域	採 水 場 所 [処理水及び原水]
1. 潤 田	深井戸6本	潤田浄水場 (6,683) 次亜塩素酸ナトリウム消毒 苛性ソーダpH調整	江野配水池 江野高区配水池	鶴川原地区 竹永地区 千種地区 朝上地区の一部	処理水 鶴川原地区コミュニティセンター 原 水 潤田浄水場
2. 大羽根	深井戸4本 浅井戸1本	大羽根浄水場 (5,259) 次亜塩素酸ナトリウム消毒 苛性ソーダpH調整	片倉配水池 茶屋の上配水池	菰野地区	処理水 菰野地区コミュニティセンター 原 水 大羽根1号井 大羽根11号井
3. 田 光	三重県企業庁から県水を受水 ※ 日平均受水量 (1,820)		田光配水池	小 島 杉 谷 田 口 田口新田 田 光 榑の一部	処理水 田口新田農村公園 原 水 県にて水質検査を実施 ※ 三重県企業庁で水 質検査をしており、その 結果を受けて水質を管 理しています。
4. 切 畑	三重県企業庁から県水を受水 ※ 日平均受水量 (425)		切畑配水池 尾高配水池 鈴鹿台低区配水池 鈴鹿台高区配水池	切 畑 根の平 鈴鹿台地区の一部 千種地区の一部 杉谷の一部	処理水 奥郷第三公会所 原 水 県にて水質検査を実施
5. 湯の山	表流水	湯の山浄水場 (654) ホリ塩化アルミニウムによる 凝集 次亜塩素酸ナトリウム消毒 苛性ソーダpH調整 膜ろ過方式	湯の山配水池	菰野地区 湯の山	処理水 憩橋前駐車場 原 水 湯の山浄水場
計 5系統	浅井戸1本 深井戸10本 県水受水 表流水	日平均浄水量・受水量 (令和4年度実績) (14,841 $m^3$ /日)		給水人口 (令和5年3月現在) 40,636人 普及率 99.9%	

系統別 水質検査項目及び検査頻度(処理水) (検査回数/年間)(表-2)

	系統 定期検査項目	1	2	3	4	5
		潤田	大羽根	田光	切畑	湯の山
1	一般細菌	12	12	12	12	12
2	大腸菌	12	12	12	12	12
3	カドミウム及びその化合物	1	1	1	1	1
4	水銀及びその化合物	1	1	1	1	1
5	セレン及びその化合物	1	1	1	1	1
6	鉛及びその化合物	1	1	1	1	1
7	ヒ素及びその化合物	1	1	1	1	1
8	六価クロム化合物	1	1	1	1	1
9	亜硝酸態窒素	1	1	1	1	1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	4	4	4	4	4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1	1	1	1	1
12	フッ素及びその化合物	1	1	1	1	1
13	ホウ素及びその化合物	1	1	1	1	1
14	四塩化炭素	1	1	1	1	1
15	1,4-ジオキサン	1	1	1	1	1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1	1	1	1	1
17	ジクロロメタン	1	1	1	1	1
18	テトラクロロエチレン	1	1	1	1	1
19	トリクロロエチレン	1	1	1	1	1
20	ベンゼン	1	1	1	1	1
21	塩素酸	4	4	4	4	4
22	クロロ酢酸	4	4	4	4	4
23	クロロホルム	4	4	4	4	4
24	ジクロロ酢酸	4	4	4	4	4
25	ジブロモクロロメタン	4	4	4	4	4
26	臭素酸	4	4	4	4	4
27	総トリハロメタン	4	4	4	4	4
28	トリクロロ酢酸	4	4	4	4	4
29	ブロモジクロロメタン	4	4	4	4	4
30	ブロモホルム	4	4	4	4	4
31	ホルムアルデヒド	4	4	4	4	4
32	亜鉛及びその化合物	1	1	1	1	1
33	アルミニウム及びその化合物	1	1	4	4	1
34	鉄及びその化合物	1	1	1	1	1
35	銅及びその化合物	1	1	1	1	1
36	ナトリウム及びその化合物	1	1	1	1	1
37	マンガン及びその化合物	1	1	1	1	1
38	塩化物イオン	12	12	12	12	12
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1	1	1	1	1
40	蒸発残留物	1	1	1	1	1
41	陰イオン界面活性剤	1	1	1	1	1
42	ジオスミン	1	1	4	4	4
43	2-メチルイソボルネオール	1	1	4	4	4
44	非イオン界面活性剤	1	1	1	1	1
45	フェノール類	1	1	1	1	1

46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	12	12	12	12	12
47	pH値	12	12	12	12	12
48	味	12	12	12	12	12
49	臭気	12	12	12	12	12
50	色度	12	12	12	12	12
51	濁度	12	12	12	12	12
52	残留塩素	12	12	12	12	12
53	嫌気性芽胞菌(原水のみ)					
54	クリプトスポリジウム(原水のみ)					
55	PFOS(ピーフォス)・PFOA(ピーフォア)	1	1	1	1	1

(1) 原水の水質検査

原水の水質特性を把握し的確な浄水処理を行うため、水源の特徴を踏まえ適切な時期に、消毒副生成物(21～31の11項目)及び味を除く水質基準項目を年1回検査いたします。

なお、県水については三重県企業庁が水質検査を実施し、その結果を受け安全確認を行っています。

(2) 水質管理目標設定項目の水質検査

原水汚染の有無を確認するため、水源付近のゴルフ場で使用されている農薬の成分を調査し、適切な時期に年1回検査いたします。また、必要に応じて適宜検査を行います。

(3) 耐塩素性病原生物に係る検査

水道水の消毒剤である塩素に対して耐性を持つ生物については、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」(厚生労働省)に準じ、表3の通り検査を実施します。

各浄水場の原水における耐塩素性病原生物に係る検査(表-3)

浄水場	原水レベル	指標菌検査頻度	クリプトスポリジウム検査頻度
潤田浄水場	レベル1	3カ月に1回	—
大羽根浄水場	レベル2	3カ月に1回	—
湯の山浄水場	レベル4	1カ月に1回	3カ月に1回

(4) 有機フッ素化合物の検査

各施設より配水される水道水の、有機フッ素化合物に含まれるPFOS(ピーフォス)及びPFOA(ピーフォア)の濃度検査を年1回実施します。

(5) 水質検査結果の保存

水道水と原水の水質検査結果については、5年間保存します。

### 3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況

#### (1) 原水の状況

当町の水源は大部分が地下水に依存しております。地下水の水質は大腸菌などの細菌類による汚染もほとんど見られない良好な水源です。

#### (2) 水質管理について

地下水の水質が比較的良好なため、次亜塩素酸ナトリウムで消毒し、苛性ソーダでpH調整を行った後に、各配水池を経由して水道水の供給を行っています。

また、湯の山浄水場では表流水を原水としているため、膜ろ過方式により不純物を除去する等、水質の改善を行い安全な水道水の供給に努めています。

田光配水池及び切畑配水池で受水している県水については、受水地点までは三重県企業庁が水質検査を行っていますが、当町でも各配水池に受水後、再度入念なる水質検査を行っています。

※ 三重県企業庁の県水については、木曾川水系揖斐川支流牧田川及び他7河川（三重用水）、木曾川水系長良川を水源としています。

### 4. 採水地点、検査項目、検査頻度及びその理由

#### (1) 水道水の水質検査

##### ア. 毎日検査

「色」、「濁り」、「残留塩素」の3項目については、各配水システムの末端のご家庭で休日も含め毎日の検査を行います。

##### イ. 水質基準項目

系統別の採水場所については表-1に、水質検査を行う項目、検査頻度については表-2に示します。

なお、必要に応じて水質管理目標設定項目等についても適宜検査を実施します。

### 5. 水質検査方法

#### (1) 検査方法

水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査方法は、国が定めた水道水の検査方法（水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法）によって行います。

なお、その他項目の検査方法は、上水試験方法（日本水道協会）によって行います。

#### (2) 試料の採取及び運搬方法

試料採取は、当町で実施し、採取後12時間以内に検査が開始できるよう検査機関に引き渡します。検査機関は試料を保冷して運搬します。

## 6. 臨時の水質検査

臨時の水質検査は次のような場合に行います。

- ア. 水源の水質が著しく悪化したとき
- イ. 水源に異常があったとき
- ウ. 水源付近、給水区域及びその周辺等において水系感染症が流行しているとき
- エ. 浄水処理過程に異常があったとき
- オ. 配水管等の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたとき
- カ. その他特に必要があると認められるとき

臨時の水質検査は、水源の水質異常や定期の水質検査などで異常値が確認されたとき直ちに実施し、水質異常が終息し、給水栓水の安全が確認されるまで連続的に行います。

検査に供する水の採水場所は、問題の生じた箇所に重点を置くとともに、確認のため定期の水質検査地点についても検査いたします。検査項目は異常値を示した項目のほかに関連項目についても状況に合わせて追加し、検査を実施します。

また、蛇口での濁り、異物、異臭味など利用者から苦情、水質相談があった場合は直ちに現場の実態を調査し、必要に応じて水質検査を行います。

## 7. 水質検査の自己／委託の区分

原水及び処理水の「水質基準項目」、追加の「水質管理目標設定項目」などについては、水道法第 20 条第 3 項による厚生労働大臣登録機関に委託して検査を行います。

## 8. 水質検査計画及び検査結果の公表

### (1) 公表内容

- ア. 水質検査計画
- イ. 水質検査結果

### (2) 公表方法

水質検査計画及び水質検査結果等について水道の需要者に対し公表し、また、公表内容に対する需要者の意見を積極的に聞き、水道水の安全性など水道に対する信頼の向上に努めます。

水質検査結果の評価は、その都度水質基準に適合しているかどうか判定を行っています。

#### ア. 需要者への公表の方法

上下水道課窓口、インターネットによるホームページ

#### イ. 需要者からの意見聞き取り方法

上下水道課窓口、電話、FAX、Eメール

## 9. その他の留意事項

### (1) 水源周辺の汚染に関する動向把握と変化の状況

各水源については、随時巡視を実施し、水源周辺や施設に異変がないかを確認します。

### (2) 検査施設への立入調査

水質検査業務委託を行う水質検査機関に対しては、検査の実施状況及び精度管理状況確認のため、検査施設への立入を行い水質検査機関の技術能力等が適正であるかを確認します。

### (3) 関係行政機関、関係水道事業者、水質検査機関等関係者との相互連絡通報体制

水源で水質汚染が発生した場合、水道水が原因で衛生問題が発生した場合などの緊急事態に対し、菰野町環境課、三重県環境生活部、三重県企業庁、四日市西警察署、水質検査を実施している機関と連携をとって、迅速に対処します。

また、災害の規模が大きく単独で対処できない場合は「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、近隣市町の水道事業体に応援を要請します。

問い合わせ 菰野町役場上下水道課 TEL 059-391-1132

FAX 059-391-1198

Email: [suidou@town.komono.mie.jp](mailto:suidou@town.komono.mie.jp)